

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和6年3月1日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和6年3月1日

岐阜県知事　古田　肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）美濃加茂C地区複合施設

美濃加茂市山手町一丁目1

2 意見の概要

美濃加茂市長の意見

・都市計画法の手続きについて

等